

平成23年2月22日

建設工事等からの暴力団等の排除対策の強化について

1 概要

市が発注する建設工事、物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策を一層強化し、建設工事等の契約の適正な履行と建設工事等に対する市民の信頼の確保を図るため、香川県警察本部との協定の締結ならびに不当要求行為排除対策要綱および指名停止等措置要綱の改正を行いました。

この協定の締結により、「契約等の相手方やこれに関与する者が、暴力団やその関係者に該当するか否か」について、県警本部に対して照会し、回答を得る仕組みが整い、その該当確認をもって指名停止等の措置を講じることができるようになります。

2 これまでの暴力団等の排除の取組

(1) 入札参加資格者名簿登載者に対する指名停止（高松市指名停止等措置要綱）

名簿登載者が暴力的不法行為者に該当するとき等は、一定期間指名停止

(2) 暴力団等による不当要求行為を受けた場合の市への報告および所轄警察署への届出等の義務付け（高松市発注工事等に対する不当要求行為排除対策要綱）

市発注の建設工事および建設工事に係る委託業務において受注者が暴力団等による不当要求行為を受けた場合、発注者である市への報告および所轄警察署への届出等を義務付け

報告・届出義務に違反した場合は、一定期間指名停止

3 暴力団等の排除対策の強化

(1) 香川県警察本部との協定の締結（平成23年2月22日締結）

高松市をはじめ県内の8市と警察本部刑事部長が、相互協力のための協定(※)を締結しました。※県内八市の発注による建設工事等及び県内八市による市有財産の売払いの契約、指定管理者の指定等からの暴力団等の排除に関する協定書

(2) 高松市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱の改正（平成23年2月22日施行）

不当要求行為排除対策要綱の対象契約を市発注の建設工事および建設工事に係る委託業務から建設工事および物品の買入れ等の契約（物品の買入、借入れおよび製造、役務の提供その他の契約）に拡大するものです。

(3) 高松市指名停止等措置要綱の改正（平成23年2月22日施行）

入札参加資格者名簿登載者に対する指名停止の措置要件について、追加・拡充するものです。

建設工事等からの暴力団等の排除対策の強化

現行の暴力団等の排除対策

○市職員に対する不当要求行為

☆高松市不当行為等対策マニュアル

- ・不当行為等対策庁内連絡会
- ・不当行為等対策指導員

○有資格業者（資格者名簿に登録された者）の暴力的不法行為に対する措置

☆高松市指名停止等措置要綱

- ・有資格業者の役員等が暴力的不法行為者であるとき
- ・業務に関し、暴力的不法行為者を使用したと認められるとき
- ・暴力的不法行為者に対し、財産上の利益を与えたと認められるとき

○市工事等の受注者に対する不当要求行為排除対策

☆高松市発注工事等に対する不当要求行為排除対策要綱

- ・市発注の建設工事および建設工事に係る委託業務において、不要要求行為を受けた場合の発注者への報告および所轄警察署への届出を義務付け
- ・義務違反の場合、指名停止措置

新たな対策（強化）

○指名停止等措置要綱の措置要件の追加・拡充

- ・有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき
- ・業務に関し、暴力団または暴力団関係者を利用したと認められるとき
- ・暴力団または暴力団関係者に対し、財産上の利益、便宜を与えたと認められるとき
- ・暴力団または暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき
- ・暴力団または暴力団関係者と知りながら、これを利用したと認められるとき

○不当要求行為排除対策要綱の対象契約の拡大

- ・不当要求行為排除対策要綱の対象契約を市発注の建設工事および物品の買入れ等の契約（物品の買入れ、借入れおよび製造、役務の提供その他の契約）に拡大

<実施時期>

- ・平成23年2月22日